ウ　住所地市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合、個人番号カードの返納を受けた場合又は紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合には、当該個人番号カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

エ　令第15条第３項に規定する市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

オ　最初の転入届（住民基本台帳法第24条の２第１項に規定する最初の転入届をいう。）を受けた市町村長は、個人番号カードに法第17条第３項に規定する措置を講じた場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、次に掲げる通知を行うこと。

㈠　都道府県知事に対する当該個人番号カードの運用状況が運用中の状況にあることについての通知

㈡　当該最初の転入届に係る転出届を受けた市町村長（カにおいて「転出地市町村長」という。）に対する当該措置を講じた旨の通知

カ　転出地市町村長は、オの㈡の通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

キ　都道府県知事は、機構に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、市町村長が管理する個人番号カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

ク　機構は、個人番号カードにより本人確認情報（住民基本台帳法第30条の６第１項の本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、又は利用を行う国の機関等（住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。）に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が一時停止又は廃止の状況にある場合は、その旨の通知を行うこと。

ケ　個人番号カードの交付を受けている者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以外の市町村の長が住民基本台帳に関する事務の処理に関し本人確認情報の提供を受ける際には、都道府県知事又は機構は、当該市町村長に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、本人確認情報に係る者の個人番号カードの運用状況が運用中である場合には「個人番号カード有」と通知し、それ以外の場合には「個人番号カード無」と通知すること。

⑵　暗証番号の変更等

ア　住所地市町村長は、個人番号カードの暗証番号の変更申請があった場合は、本人確認を行った上で、１の⑵のカに準じて、その変更を行うこと。

イ　住所地市町村長は、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になった場合であって、個人番号カードの暗証番号の再設定の申請があった場合は、本人確認を行った上で、１の⑵のカに準じて、その初期化及び再設定を行うこと。

第５　個人番号カードの基本利用領域の利用

１　個人番号カードの基本利用領域の利用制限

⑴　市町村の執行機関による利用の制限

市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳法に規定する事務又はその処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、当該市町村の住民以外の者に係る個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

⑵　都道府県の執行機関による利用の制限

都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、住民基本台帳法に規定する事務又はその処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

⑶　国の機関等による利用の制限

国の機関等は、その処理する事務であって住民基本台帳法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

⑷　市町村の執行機関、都道府県の執行機関、国の機関等以外の者による利用の禁止

市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は国の機関等以外の者は、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

２　個人番号カードによる本人確認情報の提供又は利用

⑴　市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は国の機関等は、個人番号カードの基本利用領域を利用する場合は、個人番号カードを提示した者がその正当な保有者であることを暗証番号の照合により確認するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行い、記録された情報に対するアクセス権限を有することを確認すること。

⑵　⑴の国の機関等は、個人番号カードの基本利用領域に記録された住民票コードを読み取り、第４の２の⑴のクの通知が無いことにより当該個人番号カードの運用状況が一時停止又は廃止でないことを確認した上で、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受け、又は利用を行うこと。

３　必要最小限の情報の記録

個人番号カードの基本利用領域には、住民票コード以外の個人情報を記録しないこと。

第６　個人番号カードの券面事項確認利用領域の利用

１　個人番号カードの領域間の独立性の確保

券面事項確認アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項入力補助利用領域、公的個人認証サービス利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

２　券面事項確認利用領域管理システム等の使用

個人番号カードの半導体集積回路をカードの券面に記載された事項を確認する目的に利用する者は、券面事項確認アプリケーションのみを安全かつ確実に実行する等の運用及び管理を行うシステム等を使用すること。

３　必要最小限の情報の記録

個人番号カードの券面事項確認利用領域には、券面事項確認情報以外の個人情報を記録しないこと。

第７　個人番号カードの券面事項入力補助利用領域の利用

１　個人番号カードの領域間の独立性の確保

券面事項入力補助アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、公的個人認証サービス利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

２　券面事項入力補助利用領域管理システム等の使用

個人番号カードの半導体集積回路をカードの券面に記載された事項を入力する目的に利用する者は、券面事項入力補助アプリケーションのみを安全かつ確実に実行する等の運用及び管理を行うシステム等を使用すること。

３　必要最小限の情報の記録

個人番号カードの券面事項入力補助利用領域には、券面事項入力補助情報及び署名券面情報以外の個人情報を記録しないこと。